

2教総広要第36号の2  
令和2年9月4日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会  
東京「君が代」裁判原告団  
事務局長 近藤 徹 殿

東京都教育庁総務部広報統計課長  
徳 田 哲 吉

「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」に関する再々度の質問及び要請  
外3件について（回答）

貴団体から令和2年7月27日付けで提出された標記要請等につきまして、別紙のと  
おり回答します。

【「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」に関する再々度の質問及び要請】

1 ①<質問・要請の趣旨> 1で触れたメールでの「通告」の問題点、手続的不当性を認めよ。

②「通告」を紙媒体の文書で示し、③正確な文言、④発信日時、⑤「通告」の名宛人、⑥発信責任者、⑦メール作成等の実務担当者・問い合わせ先を明らさせよ。また、⑧「4/24回答」では昨年回答した項目にさえ回答しなかった理由を明らかにせよ。

なお、上記選考課員西村氏のAさんへの電話回答（＝「文書を出さない」理由としての「これは処分ではないから…」）は解雇・雇止めという通告の実態を無視するもので承服しがたい。

また、3/22回答における「正確な文言」についての回答は質問に正対しておらず、「名宛人」についての「都立美原高等学校長」との回答は「通告」中の「あなた」と矛盾していることについては3/19質問及び要請で付言した。この間の回答の不十分さを精査して回答するよう改めて要請する。

（回答）

再任用（教育職員）採用選考に受験申込する際に配布している「採用選考案内」において、選考方法は、書類選考、面接により選考を行い、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証等を経たうえで採用し、希望者全員が当然に再任用されることを制度上保障するものではないとしています。また、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。

今回の事前の告知は、既に「採用選考案内」で周知している内容を改めて校長から伝えているものであることから、問題点や手続的不当性は無いと考えます。

（所管：人事部選考課）

2 選考課長は「退職教員の知識・経験の活用という再任用制度の意義・趣旨」についてどう考えているのか、説明せよ。

3 ①選考課長は「採用選考案内」に無い「定年退職前の懲戒処分を含め…」なる文言を加えた根拠を明らかにし、②それを口実とし「戒告の処分」をもってAさん、Bさんを「…再任用職員としての資質に欠ける」と決めつけたことを認め、謝罪せよ。

（回答：2及び3）

公的年金が支給される年度への任期の更新となる際は、定年退職前の懲戒処分を含め、

従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証等を経たうえで採用します。このことは、再任用制度の意義と趣旨に反しないと考えます。

なお、選考内容に関することはお答えできません。

(所管：人事部選考課)

- 4 選考課長が数年も先の不更新／不採用を「通告」することは期待権や労働権を前提とし、年度単位で契約を更新する再任用制度の手続きに反する。年度単位で契約を更新する再任用制度の手続きについての見解を明らかにせよ。

(回答)

雇用と年金の接続の関係から、平成25年度より再任用が義務化されています。このことから、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。

(所管：人事部選考課)

- 5 ①教職員が自己の身分、労働権、生活に関わる重大な内容の通告につき所属長を通じて提出した要望書になぜ答えないのか、根拠を示せ。②また、選考課員西村氏の上記「団体を通してやるとのことで話はある（要旨）」との認識はいかなる事実関係に基づいているのか、明らかにせよ。

(回答)

職員個人からの要請に回答する考えはありません。

貴団体からの要請を通して前回お答えは済んでおります。

(所管：人事部選考課)

- 6 人事部長及び発信責任者である選考課長は「通告」を撤回し、該当者Aさん、Bさんに直接謝罪せよ。

(回答)

謝罪する考えはありません。

(所管：人事部選考課)

## 【「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」についての要望書】

- 1 未だに人事部長からの回答がないのはなぜか。回答ができないのであれば、そのことをすみやかに本人に伝えるべきではないのか。私は雇い止めまでに残された時間が少ない。返答がないまま数か月待たされたことによる被害は大きい。こうなった事情について説明し、謝罪してほしい。また、改めて、人事部長からの回答を求める。

(回答)

要望に対しては組織として回答しています。

また、謝罪する考えはありません。

(所管：人事部選考課)

- 2 本校校長が読み上げたメールが事実であるとすれば、その内容は個人の身分・労働権に関わる極めて重大なものである。そうした内容についての指示をメールで行い、当事者には文書として渡すことはできないという都教委の対応は、極めて不適切である。この「通告」が正式なものであるならば、文書で示し、文書の発出日時、名宛人、内容の責任者、問合せ先を明記するよう要望する。

(回答)

再任用（教育職員）採用選考に受験申込する際に配布している「採用選考案内」において、選考方法は、書類選考、面接により選考を行い、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証等を経たうえで採用し、希望者全員が当然に再任用されることを制度上保障するものではないとしています。また、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。

今回の事前の告知は、既に「採用選考案内」で周知している内容を改めて校長から伝えているものであることから、問題点や手続的不当性は無いと考えます。

(所管：人事部選考課)

- 3 この「通告」の内容は、いつ、だれによって、どのような規則や規定に基づいて決定されたのか、根拠を示して納得のいく説明をしてほしい。

(回答)

雇用と年金の接続の関係から、平成25年度より再任用が義務化されています。このこ

とから、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。公的年金が支給される年度への任期の更新となる際は、定年退職前の懲戒処分を含め、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証等を経たうえで採用します。

なお、根拠については、再任用の義務化については、平成25年3月29日総務副大臣通知（地方公務員の雇用と年金の接続について）、定年退職者の再任用については、地方公務員法第28条の4です。

（所管：人事部選考課）

4 「通告」には「あなたは、卒業式における職務命令違反のため、平成28年3月に地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、戒告の処分を受けました。このことを踏まえると、再任用職員としての資質に欠けるものと見受けられます」とある。私は過去に卒業式入学式における職務命令違反のために3回処分を受けている。どうして2016年3月の処分のことだけが問題にされているのか、説明してほしい。

（回答）

選考内容に関することには、お答えできません。

（所管：人事部選考課）

5 私は2016年3月の卒業式の国歌斉唱の時起立できなかったことにより戒告処分を受け、非常に大きな不利益をこうむった。その上、定年後の職まで奪われるのはあまりにもひどい。これは二重の処分であり、都教委の裁量権逸脱ではないのか。

（回答）

再任用（教育職員）採用選考に受験申込する際に配布している「採用選考案内」において、選考方法は、書類選考、面接により選考を行い、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証等を経たうえで採用し、希望者全員が当然に再任用されることを制度上保障するものではないとしています。

（所管：人事部選考課）

6 今年度から再任用職員となっていて私と同様の「通告」をうけている都立高校教員Bさんの「国家公務員はこのようになっていない。都の他局でもそうしていない」との質

問に対して、選考課職員西村氏は電話で「教育庁の任命権者の裁量」と答えているが、なぜ、国家公務員や他局ではなされないような「通告」を都教委は行うのか、納得のいく説明をしてほしい。

(回答)

雇用と年金の接続の関係から、平成25年度より再任用が義務化されています。このことから、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。再任用職員としての任期が終了する前に告知することにより、事前告知対象者の再就職活動等の時間を十分に確保するためです。

(所管：人事部選考課)

7 選考課職員西村氏に電話で「再任用は勤務実績に基づいて任用を決める」のではないかと尋ねたところ、「処分があった方となかった方とでは取り扱いが違う」との答えであったが、処分を受けた人でも、定年後5年間再任用や非常勤教員に任用されている人もいる。そういう方と私との違いは何なのか、納得できる説明をしてほしい。

(回答)

選考の内容に関することには、お答えできません。

(所管：人事部選考課)

8 この「通告」の理由とされている処分は思想信条に関わるものであり、現在係争中の事案である。また、昨春ILO/ユネスコは、日本政府に対して国旗国歌強制の是正を求める勧告を採択した。国際社会で尊敬され信頼されるためにはこの勧告を尊重し、速やかに「10.23通達」による国旗国歌の強制と処分をやめ、この「通告」を撤回する必要がある。人事部長及び発信責任者である選考課長はこの「通告」を即時撤回するよう、強く要望する。

(回答：「10.23通達」による国旗国歌の強制について)

これまでに出された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よって、本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

(回答：「10. 23通達」による処分について)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

(回答：「通告」の即時撤回について)

撤回する考えはありません。

(所管：人事部選考課)

### 【要請書】

- 1 減給処分を取り消された田中聡史石神井特別支援学校教諭の再処分を行わないこと。
- 2 再処分のための「事情聴取」を行わないこと。

(回答：1及び2)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)

- 3 本会のこの件に関する昨年12月26日付要請書の要請事項1～5（謝罪、再発防止策、再処分、事情聴取の日程調整、弁護士同席、応接職員の職氏名開示など）に対して都教委は「個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません」と答えるのみであった（2020年1月24日付回答）。

一方、本年1月8日、日本共産党東京都議会議員団の申入れに対して、人事部長は、昨年12月19日事情聴取を強行しようとしてできなかった件について、「19日の評価と今後の取り扱いについては検討中」とし、また、処分取消し確定（2019年3月）後、事情聴取まで8ヶ月も空いた理由については、「内部の都合」と答えたと聞いている（引用部分は要旨）。

①当事者である田中教諭が所属する本会のこの質問・要請に対して、人事部長が直接、誠実なる回答をすること。

②上記「19日の評価」について、検討結果を明らかにすること。

(回答：①)

請願・要請については、広報統計課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。

(回答：②)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)

- 4 新型コロナウイルスへの対応に追われる中、生徒の教育に専念できるようにするため、事情聴取を無期限に延期すること。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

なお、都教育委員会は懲戒権者として、サービス事故に係る事実関係を確認するため、関係職員等への事情聴取を、引き続き適切に行ってまいります。

(所管：人事部職員課)

- 5 万が一「事情聴取」を行なう場合は、代理人弁護士の立ち会いを認めること。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

なお、教職員のサービス事故に係る事情聴取において、弁護士の立会いは認めていません。

(所管：人事部職員課)

- 6 代理人弁護士の立ち会いを認めない場合はその理由・法的根拠を明らかにすること。



(回答)

教職員の服務事故に係る事情聴取において、弁護士との立会いは認めていません。

なお、都教育委員会は懲戒権者として、服務事故に係る事実関係を確認するため、関係職員等への事情聴取を、引き続き適切に行っていきます。

(所管：人事部職員課)

7 この要請書を教育委員会で配布し周知すること。

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

(所管：人事部職員課)

## 【質問書】

- ① 「回答」で「例年実施している調査」とあるがどのような「調査」でいつ出されたのか。文書を示し説明を求める

(回答)

添付した資料のとおりです。

(所管：指導部指導企画課)

- ② 「回答」では事務連絡①は「新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、実施方法について変更があることも想定されていたことに鑑み、そうした場合の調査への回答の仕方の例を示したもの」とし「卒業式の適正な実施に向けた、従来の基本方針に変更を加える趣旨のものではありません。」と述べている。

しかしながら、事務連絡①の記の2は「本年度に限りいわゆる『10.23通達』に示す取扱いと異なる方法で卒業式を実施する場合…」(下線は引用者、以下同)を前提に、例1は「各教室で放送等を活用して式を実施したため、国旗を掲揚出来なかった場合」、例2は「飛沫感染を防ぐため、国歌を含めて全ての式歌の斉唱や合唱を行なわなかった場合」を想定して回答を例示して、「\*本年度に限り、上記回答を不適切な状況として取り扱わない。」と明記している。

また、なお書きの、「体育館で実施しながら国旗掲揚を行わない事例や、校歌や…を斉唱（合唱）しながら国歌斉唱を行わない事例等は、不適切な事例に該当」との文言も体育館での実施の際の国旗掲揚を、また、校歌等斉唱の際は国歌斉唱もすべきとの内容であり、例1や例2の場合に「国旗掲揚」や「国歌斉唱」を行なわなくても、「本年度に限り、不適切な状況として取り扱わない」を補足するものに過ぎない。

以上から、事務連絡①は「従来の基本方針」の変更（『10.23通達』と異なる方法での卒業式実施）を含む趣旨だったと解されるがどうか。改めて、事務連絡①の文言に沿っての説明を求める。

- ③ 複数の都立学校長から「問い合わせ」があり「都立学校のみ、改めて2回目の事務連絡を発出し、1回目の事務連絡の趣旨を明確に伝えた」と「回答」でいうが、何故「都立学校長のみ」に伝え市町村教育委員会には伝えなかったのか。説明を求める。
- ④ 「2つの事務連絡の内容が異なるものではありません。」と「回答」しているが、事務連絡②は「説明不足…をお詫び」しながら、唐突に「現時点で、「国旗掲揚…。」「国歌斉唱…。」という方針に変更はありません」として、事務連絡①とは明らかに異なる。しかも「感染防止」の目的を後退させているのである。改めて説明を求める。

（回答：②から④まで）

令和2年2月28日付事務連絡により最初に発出した事務連絡は、「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」と題するもので、都立学校長と区市町村教育委員会指導事務主管課長に宛てた文書です。

この事務連絡を発出した理由は、発出日の数日前から、複数の区市町村教育委員会から、「新型コロナウイルス感染防止のため例年と異なる方法で卒業式を実施することを検討していますが、例年実施している調査にどのように回答すればよいか。」との問合せを受けたためです。

内容は、発出日時点で、区市町村立学校における卒業式については、児童生徒や学校の実態により様々な形態での実施が検討されていたこと、また、都立学校における卒業式については、発出日以降の新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、実施方法について変更があることも想定されていたことに鑑み、そうした場合の調査への回答の仕方の例を示したものとなっています。

都教育委員会は、この文書の発出に先立つ同年2月26日付で都立学校長に宛てた通知により、都立学校の卒業式については、人の密集を避けるため保護者及び来賓等の参列をお断りするとともに、時間短縮を図るため都教育委員会挨拶の読み上げを行わないなど、新型コロナウイルスの感染防止策を講じて実施するよう求めました。これらの対策は、生徒等の安全確保のために必要と判断し、講じたものであり、国歌斉唱を含め、学習指導要領に示されている儀式的行事としての卒業式の適正な実施に向けた、従来の基本方針に変更

を加える趣旨のものではありません。

しかし、この文書の発出直後から、複数の都立学校長から、「2月26日付の文書で示した内容が変更になったのか。」などの問合せを受けたことから、上記の趣旨が十分に伝わっておらず誤解を与えている可能性があることが明らかになりました。

そこで、都立学校に対してのみ、改めて2回目の事務連絡を発出し、1回目の事務連絡の趣旨を明確に伝えました。

したがって、2つの事務連絡の内容が異なるものではありません。

(所管：指導部指導企画課)

- ⑤ 桐井指導部主任指導主事はこの指示を「適切だった」と説明している（東京新聞 7月20日付）が、「感染防止」の趣旨に反し、しかも参加者のマスク装着状況さえも把握していないなど、生徒・教職員の生命・安全を危険にさらす指示と言わざるを得ない。この点につき説明を求める。

(回答)

2月26日付で都立学校長に宛てた通知により、都立学校の卒業式については、人の密集を避けるため保護者及び来賓等の参列をお断りするとともに、時間短縮を図るため都教育委員会挨拶の読み上げを行わないなど、新型コロナウイルスの感染防止策を講じて実施するよう求めました。これらの対策は、生徒等の安全確保のために必要と判断し、講じたものであり、都立学校の卒業式実施は適切だったと考えています。

(所管：指導部指導企画課)